

2020年4月8日

逗子市

逗子市新型コロナウイルス対策本部会議

4月8日に決定した逗子市の 新型コロナウイルス感染症対策について

4月7日の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けて、本日、逗子市新型コロナウイルス対策本部会議を開催しました。

逗子市内の公共施設等は5月17日までほぼ全面休館となっておりますが、緊急事態措置を実施すべき期間である5月6日までは市外からの来訪者をより一層抑制するため、公共施設等の運営等について協議し、逗子市長から別添のとおり、市民及び事業者に対してメッセージを出しました。

逗子市内公共施設等の運営状況は別添の資料のとおりです。(休館期間については、今後の状況によって変更となる場合があります)。

また、より一層の外出抑制のため、生活の維持に必要な女性相談、消費生活相談及び法律相談を除く相談のサービス(行政書士相談、司法書士相談及び不動産相談)を5月6日までの間、中止とします。

【付属資料】

逗子市長からのメッセージ

逗子市公共施設等の運営状況

本件送信元

経営企画部企画課広聴広報係 仁科・西

電話：046-873-1111 内線310、316

逗子市新型コロナウイルス対策本部会議については

経営企画部防災安全課 島貫・佐藤

電話：046-873-1111 内線307、333

各施設の運営状況については各問い合わせ先まで